## まちづくり交付金 事後評価方法書 宇都宮山王地区

平成19年5月

栃木県宇都宮市

(1)成果	の評価	
1)都市再生	整備計画に記載した数値目標の達成状況	
指標1:	居住人口の増加	
A:事前評価	時の『従前値』の求め方	
①従前値の	都市再生整備計画作成時(平成17年3月1日時点)	
基準時点		
②実施主体	住宅課(事業担当課)	
③計測方法	平成17年3月現在で入居済みの山王団地1~13号棟の実際の居住人口に、14号棟	
	の建設戸数(48戸)と当該団地の平成17年3月現在の平均世帯人数を乗じた推計値	
	を加算し、従前値として設定した。	
	時のデータの計測方法と『評価値』の求め方	
4計測時期	平成19年5月1日時点	
⑤実施主体	住宅課(事業担当課)	
⑥データの	・計測時点ではすべての事業が完了していないため、効果が十分に発現していない状況	
計測手法	が予想される。	
	・また、平成19年5月時点では、1~15号棟において入居が完了しているが、16	
	~17号棟は未入居である。	
	・よって、平成19年5月時点で確認できる1~15号棟の実際の居住人口に、16~	
0	17号棟については上記方法による推計値を加算する。	
⑦評価値の	・計測時点ではすべての事業が完了していないため、効果が十分に発現しているとはい	
求め方	えない状況が予想される。	
	・よって、上記推計値を評価基準日【平成20年3月31日】の評価値(見込みの値)	
_	とする。	
⑧確定/見	確定	
込みの別	● 見込み	
C:フォロー	アップ時の『確定値』の求め方	
	<b>●</b> あり	
の必要性	なし	
⑩計測時期	交付終了後1ヶ月を経過した時点(平成20年5月1日時点)	
⑪実施主体	住宅課(事業担当課)	
②計測方法	平成20年5月1日時点の山王団地(1~17号棟)の居住人口を確定値とする。	
	1.77 1. 77 1. 77 1. The transfer of the state of the stat	

指標2:	公共施設満足度調査		
A:事前評価時の『従前値』の求め方			
①従前値の	都市再生整備計画作成時(平成17年3月1日時点)		
基準時点			
②実施主体	住宅課(事業担当課)		
③計測方法	天気の良い平日の午前9時~午後4時30分の時間帯(午後0時~1時を除く)で、団		
	地内の都市公園(1 号公園)を利用する目的で訪れた人数を計測し、従前値として設定		
	した。		
	B:事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方		
4計測時期	平成19年8月1日時点		
⑤実施主体	住宅課(事業担当課)		
⑥データの	・計測時点では2号公園の整備は完全に終了していないため、効果が十分に発現してい		
計測手法	ない状況が予想される。		
	・よって、平成19年8月時点で、天気の良い平日の午前9時~午後4時30分の時間		
	帯(午後0時~1時を除く)で、団地内の都市公園(1号及び2号公園)を利用する		
@== ## # @	目的で訪れた人数を計測する。		
⑦評価値の	・計測時点ではすべての事業が完了していないため、効果が十分に発現しているとはい		
求め方	えない状況が予想される。		
	・よって、上記計測値を評価基準日【平成20年3月31日】の評価値(見込みの値)		
	とする。 <b>確 定</b>		
○唯正/兄 込みの別			
	見込み		
-	アップ時の『確定値』の求め方		
<b>⑨</b> フォロ−アップ゜	あり		
の必要性	な し		
⑩計測時期	交付終了後1ヶ月を経過した時点(平成20年5月1日時点)		
⑪実施主体	住宅課(事業担当課)		
⑫計測方法	天気の良い平日の午前9時~午後4時30分の時間帯(午後0時~1時を除く)で、団		
	地内の都市公園(1号公園)を利用する目的で訪れた人数を計測し、確定値とする。		

指標3:	地域コミュニティの向上		
A:事前評価時の『従前値』の求め方			
①従前値の	都市再生整備計画作成時(平成17年3月1日時点)		
基準時点			
②実施主体	住宅課(事業担当課)		
③計測方法	平成16年度中の山王団地における情報提供事業の実施回数を従前値として設定した。		
B:事後評価	時のデータの計測方法と『評価値』の求め方		
④計測時期	平成19年8月1日時点		
⑤実施主体	住宅課(事業担当課)		
⑥データの	・計測時点ではすべての事業が完了していないため、効果が十分に発現していない状況		
計測手法	が予想される。		
	・よって、平成19年9月に実施予定の団地案内表示板の設置・防犯啓発パンフレット 配布等に、当該年度中に実施予定の情報提供事業の実施回数を加算する。		
⑦評価値の	<ul><li>・計測時点ではすべての事業が完了していないため、効果が十分に発現しているとはい</li></ul>		
求め方	えない状況が予想される。		
7(0))]	・よって、上記実施回数を評価基準日【平成20年3月31日】の評価値(見込みの値)		
	とする。		
8確定/見	確 定		
込みの別	見込み		
C:フォロー	アップ時の『確定値』の求め方		
<b>⑨フォローアップ</b>	<ul><li>あり</li></ul>		
の必要性	なし		
⑩計測時期	交付終了後1ヶ月を経過した時点(平成20年5月1日時点)		
⑪実施主体	住宅課(事業担当課)		
⑫計測方法	平成20年5月1日時点で確認できる平成19年度中の情報提供事業の実施回数を確		
	定値とする。		

(1)成果	(1)成果の評価		
2) その他の	2) その他の数値指標(当初設定した数値目標以外の指標)による効果発現の計測		
数値指標: 1	住宅の入居率		
記述理由	・指標1の居住人口の増加が未達成となる可能性があり、代替指標を設定しておく必要		
	があると判断したため。		
	・地区の整備に伴う効果として、居住人口を増やし、世代間の交流を高めて地区を活性		
	化目標を表す指標として判断したため。		
	時の『従前値』の求め方		
①従前値の	都市再生整備計画作成時(平成17年4月1日時点)		
基準時点			
②実施主体	住宅課(事業担当課)		
③計測方法	平成17年4月時点の山王市営住宅 1~14号棟の管理戸数(434戸)に対する入居 戸数を入居率とし、従前値として設定した。		
D. 東後部海	ア 数を 八 店 率 と し、 使 前 値 と し し 設 定 し に。 時 の データ の 計 測 方 法 と 『 評 価 値 』 の 求 め 方		
(4)計測時期	平成19年8月1日時点		
5実施主体	住宅課(事業担当課)		
⑥データの	・計測時点ではすべての事業が完了していないため、効果が十分に発現していない状況		
計測手法	が予想される。		
1177777	・また、平成19年8月時点では、1~15号棟において入居が完了しており入居率を		
	求めることは可能であるが、16~17号棟は未入居であり、入居率を推計すること		
	はできない。		
	・よって、平成19年8月時点で確認できる15号棟の実際の入居率と16~17号棟		
	の入居見込率を把握する。		
⑦評価値の	・計測時点ではすべての事業が完了していないため、効果が十分に発現しているとはい		
求め方	えない状況が予想される。		
	・よって、上記把握値を評価基準日【平成20年3月31日】の評価値(見込みの値)		
	とする。		
⑧確定/見	確定		
込みの別	● 見込み		
C:フォロー	アップ時の『確定値』の求め方		
<b>⑨フォロ−アッフ</b> ゚	<b>●</b> あり		
の必要性	なし		
⑩計測時期	交付終了後1ヶ月を経過した時点(平成20年5月1日時点)		
⑪実施主体	住宅課(事業担当課)		
⑫計測方法	平成20年5月1日時点の山王市営住宅15~17号棟の管理戸数(106戸)に対す		
	る入居戸数を入居率として計測し、確定値とする。		

(2)実施	過程の評価
1) モニタリ	リングの実施状況の確認
A:都市再生	三整備計画への記載状況および実施状況
	ア□ 都市再生整備計画に実施することを記載した
	イ■ 都市再生整備計画に記載しなかった
	ウ□ 都市再生整備計画に記載はないが実施した
B:実施事項	頁(※Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)
	なし
C:事後評価	<b>両時の確認方法</b>
①時 期	
②確 認 先	
③確認方法	
2) 住民参加	ロプロセスの実施状況の確認
A:都市再生	E整備計画への記載状況および実施状況
	ア□ 都市再生整備計画に実施することを記載した
	イ□ 都市再生整備計画に記載しなかった
	ウ■ 都市再生整備計画に記載はないが実施した
B:実施事項	頁(※Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)
	地域に対する情報提供事業(駐車禁止標示板の設置)において、地域住民より設置
	箇所に関する意見を聴取し、事業に反映させた。
	<b>西時の確認方法</b>
①対 <b>象</b>	駐車禁止標示板の設置箇所
	平成 19 年 4 月 時点
0 1 1 1 1	住宅課(事業担当課)
4確認方法	地域住民からの意見聴取の上作成された設置箇所案に基づいて設置されているか
	確認
3)持続的な	まちづくり体制の構築状況の確認
A:都市再生	E整備計画への記載状況および実施状況
	アロ 都市再生整備計画に実施することを記載した
	イ■ 都市再生整備計画に記載しなかった
	ウ□ 都市再生整備計画に記載はないが実施した
B:実施事項	(※Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)
	なし
C:事後評価	<b>5時の確認方法</b>
① <b>対</b> 象	
②時 期	
③確認先	
④確認方法	

(3)効果発現要因の整理		
①時 期	平成19年8月~9月	
②実施主体	住宅課	
③検討体制	住宅課が主体となり、事業に関わるすべての課(住宅課、公園緑地、都市計画課、政	
	策審議室等)による庁内の横断的な組織により検討を行う予定である。	

(4)今後のまちづくり方策の作成		
①時 期	平成19年8月~9月	
②実施主体	住宅課	
③検討体制	上記の検討体制において、ブレーン・ストーミングにより整理する予定である。	

(5)事後評価原案等の公表		
	原案の公表	評価結果(最終)の公表
①時 期	平成19年10月	平成20年3月
②実施主体	都市計画課(まちづくり交付金主幹課)	都市計画課(まちづくり交付金主幹課)
	住宅課	
③公表方法	広報誌等を活用しあらかじめ周知し、市	市ホームページでの掲載により公表する
	ホームページへの掲載及び事業担当課に	予定である。公表期間は1年間とする。
	おいて公表する予定である。公表期間は	
	2週間とする。	

(6)まちづくり交付金評価委員会の審議	
①時 期	平成19年11月
②実施主体	都市計画課(まちづくり交付金主幹課)
③設置・	学識経験のある有識者等からなるまちづくり交付金に関わる「まちづくり交付金評
運用方法	価委員会を構成する。まちづくりの観点からまちづくり交付金に限定し事後評価を
	行うよう要綱で運用する。

(7)有識	(7)有識者からの意見聴取		
①聴取方法	ア■ 「効果発現要因の整理」「今後のまちづくり方策の作成」「まちづくり交付金評		
	価委員会の審議」のいずれかにおいて有識者が参画し、意見を聴取する		
	イ□ ア以外のその他の機会において、有識者から適宜意見を聴取する		
	(実施時期・方法:		
	ウ□ 有識者からの意見聴取は実施しない		

(8)事後評価に必要な経費に関わる予算措置の状況		
①予算措置 の状況	<ul><li>ア■ 費用は発生しない</li><li>イ□ 費用は発生するが、予算措置を講じている</li><li>ウ□ 費用は発生するが、予算措置は講じていない</li><li>エ□ その他(</li></ul>	)

都道府県名	栃木県	
市町村名	宇都宮市	
地区名	宇都宮山王地区	
計画期間	平成17年度~平成19年度	
作成者	部署 建設部 住宅課	
	役職 主任主事	
	氏名 川俣 多恵子	
連絡先	TEL 028-632-2735	
	FAX 028-632-0614	
	E-mail	
	u1605@city.utsunomiya.tochigi.jp	